

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 年未調整の留意点

**Q** : 今年(平成15年)も年末調整の時期になりましたが、昨年と比べて変更になった点があれば、教えて下さい。

**A** : 平成15年度の税制改正により、住宅借入金等特別控除について次の解説にあるような改正が行われています。また、昨年に引き続き所得税の定率減税が実施されますので、注意して下さい。

なお、配偶者特別控除のうち配偶者控除と重複する部分の控除がなくなりました(平成16年分から)が、今年の年末調整では従来通り控除できます。

### 【解説】

住宅借入金等特別控除を受けていた居住者が、給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋を居住の用に供しなくなった後、再びその家屋を居住の用に供した場合には、一定の用件の下で、再び居住した日の属する年以後の各適用年(当初の住宅借入金等特別控除の適用が受けられる年をいいます。)について、住宅借入金等特別控除の再適用が受けられるようになりました。

この再適用を受けるためには、①その家屋を居住の用に供しなくなる日までに、居住の用に供しなくなる事情の詳細、その他一定の事項を記載した届出書を家屋の所在地の所轄税務署長に提出すること②再適用を受ける最初の年分は一定の書類を添付した確定申告書を提出することなどがが必要です。

